

北海道下水道事業経営戦略に関する懇談会開催要領

(目的)

第1条 北海道下水道事業の中長期的な経営の基本計画であり下水道サービスの安定的かつ持続的な提供を目的として策定した「北海道下水道事業経営戦略」について、情勢変化を的確に反映したより質の高い経営戦略に改定するにあたり、有識者等から意見を聴取するため、北海道下水道事業経営戦略に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(会議内容)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 北海道下水道事業経営戦略の改定に関する事
- (2) 北海道下水道事業の経営に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、有識者等の中から建設部長が選定する。

(運営)

第4条 懇談会は、必要に応じて建設部長が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、建設部長が指名する。
- 3 座長は懇談会の議事を進行する。
- 4 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 5 建設部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、建設部まちづくり局都市環境課に置き、懇談会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、建設部長が定める。